証券コード　8136
2021年６月７日

株 主 各 位

東京都品川区大崎１丁目６番１号
株式会社 サンリオ
代表取締役社長　　辻　朋邦

第61回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
さて、当社第61回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。
当日おさしつかえのある場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年６月23日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送くださるか、議決権行使サイト（アドレスhttps://evote.tr.mufg.jp/）より議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

１．日　　時　2021年６月24日（木曜日）**午後２時**
（受付開始時刻は午後１時を予定しております。開会間際は大変混雑いたしますので、お早めにお越しください。）

２．場　　所　東京都港区高輪３丁目13番１号
グランドプリンスホテル高輪　プリンスルーム
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。なお、満席となった場合は、隣接する第２会場へご案内させていただく場合がございますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。）

３．目的事項
報告事項
１．第61期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第61期（2020年４月１日から2021年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　取締役９名選任の件
第２号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

なお、報告事項につきましては添付書類を、また議案の内容等につきましては、株主総会参考書類をご参照ください。

４．招集にあたっての決定事項
３頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以　上

・新型コロナウイルス感染症に関するお知らせは、次頁をご覧ください。

・新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本総会につきましては、適切な感染防止策を実施の上で開催させていただきますが、株主のみなさまにおかれましては、極力、書面またはインターネットにより、事前に議決権を行使いただき、株主総会当日のご来場はお控えいただきますよう、お願い申しあげます。定員に到達次第、入場をお断りさせていただく場合もございます。

・会場入り口付近で検温させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、マスクを着用されていない方は、入場をお断りさせていただく場合もございます。

・本株主総会の模様は、インターネットにてライブ中継をいたします。
配信日時　2021年６月24日午後２時から株主総会終了時まで。
視聴方法　中継サイトにアクセスいただきますと、認証画面が表示されますので

ユーザー名 「sanrio」 パスワード 「soukai」 をご入力ください。
株主総会ライブ中継サイト https://www.sanrio.co.jp/special/shareholders/

・株主総会へご出席の株主のみなさまへの当りくじ等のお土産および、キャラクターのグリーティングはございませんので、ご理解賜りますようお願い申しあげます。

・今後の状況により、株主総会の開催・運営予定に大きな変更が生ずる場合には、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

1．株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合には、修正後の内容をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス https://www.sanrio.co.jp/corporate/ir/soukai/soukai1/）に掲載させていただきます。
2．本総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。お忘れになりますと、受付で若干お手数をおかけすることとなりますのでご注意ください。なお、紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参いただきますよう、重ねてお願い申しあげます。
3．当社は本社機能を、東京都品川区大崎１丁目11番１号へ移転しておりますが、登記上の本店所在地は変更いたしません。

【議決権の行使等についてのご案内】

１．書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

２．インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取り扱い

インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。また、パソコン向けサイトと携帯電話向けサイトで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

３．インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご確認のうえ行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、書面またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

(1) 議決権行使サイトについて

1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前２時から午前５時までは取り扱いを休止します。）

2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

3) 携帯電話による議決権行使は、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

4) インターネットによる議決権行使は、2021年６月23日（水曜日）の午後６時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

(2) インターネットによる議決権行使方法について

1) パソコン・携帯電話による方法

・議決権行使サイト（https://evote.tr.mufg.jp/）において、議決権行使書に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

・株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

・株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

2) スマートフォンによる方法

・議決権行使書に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）

・セキュリティの観点からQRコードでのログインは１回のみとなります。
２回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。

・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合には、上記(2) 1) パソコン・携帯電話による方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

(4) 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。
（携帯電話ではお手続きできません。また携帯電話のメールアドレスを指定することもできませんのでご了承ください。）

以　上

システム等に関するお問い合わせ
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）
・電話　0120-173-027（受付時間　9:00～21:00、通話料無料）

・株主総会へご出席の株主のみなさまへの当りくじ等のお土産および、キャラクターのグリーティングはございませんので、ご理解賜りますようお願い申しあげます。

サンリオピューロランド特別運営のお知らせ

株主総会前日の６月23日（水）、サンリオピューロランドは休館日ですが、株主のみなさまのために運営いたします。

本年の運営は、**株主総会前日**でございますので、ご注意ください。

詳細につきましては、以下のとおりご案内申しあげます。

入場者数 …… 株主ご本人および**ご同伴者１名**（**２歳**以下の方は人数に含めません）の合計２名（**株主ご本人がいらっしゃらない場合は入場できません**）
特典 …… 入場およびアトラクション無料
運営時間 …… **午前10時から午後５時まで**
お持ち物 …… **議決権行使書**
その他 …… **ご同伴者お二人目からは、通常平日料金にてご入場いただけます。**
大人（18歳以上）3,300円 、小人（３～17歳）2,500円
（※株主優待券使用可）

※当日は安全にお楽しみいただくために**予約制**になっております。

何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。予約方法に関しては以下をご覧ください。

充分にお楽しみいただけますよう、関係者一同心より努めてまいりますのでよろしくお願い申しあげます。

- ピューロランド特別運営日と株主総会開催日は異なりますのでご注意ください。
- ピューロランドへご来場の株主様およびご同伴者様への当りくじ等のお土産のご用意もございませんのでご了承ください。
- パーク内のキャパシティ制限をするため、来場予約が必要となります。
  ６月11日（金）10時より受付開始いたしますので、以下の専用サイトより、来場予約をお願いいたします。
  https://www.puroland.jp/2021_general-meeting_spl/
  ※ネット環境がない場合や専用サイトからのご予約が難しい場合はゲストセンターにご連絡ください。（「６月23日の来場予約」とお申しつけください。）
  ゲストセンター　042-339-1111（9:30～17:00※休館日除く）
  来場予約定員になり次第受付を終了させていただきます。あらかじめご了承ください。
- 入場時には検温をさせていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、マスクを着用されていない方は、ご入場いただけません。振替対応等もできかねます。
- 今後の状況により、開催内容の変更や開催中止となる場合がございます。

（添付書類）

事　業　報　告

（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済活動の停滞やインバウンド需要の消失などにより、景気は大きく後退しました。国内の経済活動が徐々に再開され、第３四半期以降には緩やかな回復の兆しがみられたものの、足元の感染症拡大に伴う、消費の弱含みにより、いまだ先行きが見通せない状況が続いております。当社では、引き続きお客様及び従業員の健康を守り、感染症拡大の防止策を講じつつ、安心できる店舗や施設の運営を行っております。

国内では、このコロナ禍において、EC部門の伸長や、マスク・消毒スプレー等の衛生関連商品、「エンジョイアイドルシリーズ」等の学生や大人向け商品を伸ばすことができましたが、イベント・販売促進活動の自粛や、インバウンド需要、また消費マインドの低下によるギフト商戦の落ち込みをカバーできるまでには至りませんでした。テーマパーク事業では、再開後も入園制限による大幅な入園者数減により、厳しい状況が続いておりますが、ECやオンライン事業を新規で立ち上げる等の取り組みにも力を入れております。

海外では、国内同様新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく、商品プロモーションやイベント等は稼働できない状況が続いております。また、北米のEC事業は二桁で伸びているものの、欧州をはじめとする各国でのロックダウンにより休校が相次ぎ、学童関連をはじめとしたライセンシーの落ち込みが響きました。

これらの結果として、売上高は410億円（前期比25.7％減）、営業損失は32億円（前期は21億円の利益）、営業外収益に受取利息、投資事業組合運用益等を計上し、経常損失は17億円（前期は32億円の利益）でした。特別利益として雇用調整助成金等で10億円、特別損失として新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う店舗の臨時休業やテーマパークの臨時休園による損失等19億円の計上に対し、法人税等12億円を計上した結果、親会社株主に帰属する当期純損失は39億円（前期は１億円の利益）となりました。

なお、すべての海外連結子会社の決算期は１月～12月であり、当連結会計年度の対象期間は、2020年１月～12月であります。

〔報告セグメント〕

（単位：億円）

		売上高				セグメント利益（営業利益）			
		前期	当期	増減	増減率	前期	当期	増減	増減率
日本	物販その他	339	236	△102	△30.2%	17	△29	△46	－
	ロイヤリティ	91	79	△12	△13.6%				
	計	430	315	△115	△26.7%				
欧州	物販その他	0	0	0	340.8%	△5	△3	2	－
	ロイヤリティ	14	11	△2	△18.7%				
	計	14	12	△2	△17.6%				
北米	物販その他	9	10	1	13.1%	△11	△11	△0	－
	ロイヤリティ	16	10	△5	△36.3%				
	計	26	21	△4	△18.1%				
南米	物販その他	0	0	0	47.5%	0	0	△0	△62.2%
	ロイヤリティ	4	2	△2	△40.8%				
	計	5	3	△1	△39.4%				
アジア	物販その他	11	5	△5	△50.5%	28	19	△9	△31.9%
	ロイヤリティ	64	52	△12	△18.6%				
	計	76	58	△17	△23.4%				
調整額		－	－	－	－	△8	△8	△0	－
連結	物販その他	360	253	△106	△29.7%	21	△32	△53	－
	ロイヤリティ	192	157	△35	△18.3%				
	計	552	410	△142	△25.7%				

（注）海外地域の子会社は、ロイヤリティ収入に対して相応の額を売上原価として著作権保有者である日本の親会社に支払っており、それを親会社は売上高として計上しておりますが、連結消去されるため、上表の日本の売上高にはその相当額は含まれておりません。セグメント利益（営業利益）には反映されております。

なお、ここに示す売上高は、外部顧客に対する売上高であり、前述のロイヤリティに限らずセグメント間売上高は内部取引高として消去しております。

①日本：売上高315億円（前期比26.7%減）、営業損失29億円（前期は17億円の利益）

物販事業のリテール部門は、年末年始・初売りの機会に、各商業施設が実施した感染症拡大防止対策により、集客が減少し、売上に大きく影響しました。その後も集客が不安定となる社会環境となり苦戦が続きました。

一方、EC事業は引き続き堅調に推移し、第４四半期における客数も毎月１万人以上増加（３月末の総会員数は前年比162.9%）、売上は前年同期比147.0%と大幅に伸長しました。

卸部門においては、キッズアイテムの納品は苦戦しましたが、前髪クリップや、「エンジョイアイドルシリーズ」等の学生や大人向け商品が販路を広げた事や、季節商品の返品減などの理由により、第４四半期売上は前年同期比108.4%と好調に推移しました。

商品では、『こぎみゅん』『マイメロディ』『はぴだんぶい』のキャラクタープロモーションや、当りくじ、マスク等の衛生用品が人気を集めました。

『ポムポムプリン』が25周年を迎え、そのアニバーサリー記念として、２月に新宿高島屋にて感染症拡大の防止策を講じつつ、ポップアップショップを開催しました。

ライセンス事業の商品化権ライセンスでは、第４四半期も引き続き新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく、銘菓やインバウンド向け菓子、観光地向け雑貨などが苦戦しましたが、「ユニクロ」や「ハニーズ」などの衣料系チェーンで春物衣料の導入が促進されたことで売上が大きく伸長しました。また、巣ごもり需要も旺盛で、クッション等インテリア雑貨も堅調に推移しました。

対企業企画では外務省や栃木県警察などの官庁や山梨県、東京都、岡山県総社市といった自治体など、公的機関との成約が順調だったことに加え、西濃運輸株式会社や株式会社ハウスメイトパートナーズなどとの新規広告宣伝契約も多大なる貢献をしました。

エンターテイメント事業本部における第４四半期の実績は、予算比及び前期比で二桁の伸びとなりました。商品化権ライセンスは、任天堂株式会社のNintendo Switch向け「どうぶつの森 amiiboカード」へのサンリオキャラクター供与をはじめとし、株式会社セガ、フリュー株式会社、株式会社バンダイ、株式会社タカラトミーアーツなど、各企業との契約によるプライズやカプセルトイの商品化など、エンターテイメント関連の商品化が大変好調に推移しました。

また、デジタルビジネスにつきましては、「LINE」や「ココネ」などのゲームやデジタルコンテンツへの継続的なライセンス供与に加え、新規取引先の積極的な開拓により、株式会社coly、BIGO TECHNOLOGY PTE. LTD.など現在成長著しいデジタル企業との新規取引を獲得しました。

アニメ関連ビジネスにおいては、「アイドルマスター」などとの様々なコラボレーション案件が売上に貢献しました。また、他社IPのデザインプロデュース商材がアパレル量販中心に拡大しました。引き続き有力なデジタル企業とのグローバル展開を推進すると共に、『こぎみゅん』や『Beatcats』などの新規キャラクターの育成・強化に注力してまいります。

テーマパーク事業では、東京都多摩市のサンリオピューロランドは、東京都の２回目の緊急事態宣言発令の影響を受け、第４四半期の入園者数は、171千人（前年同期比22千人減、11.6％減）、通期では453千人（前期比871千人減、65.8％減）という状況でした。12月７日より開業30年目を迎え「30th Anniversary Parade「Hello, New World ～虹を、つなごう」」は、好評を博し、売上にも貢献しました。また６月からは自社及び他社コンテンツのデジタル配信やオリジナル商品の通信販売等の施策を行うと共に、販促費や広告宣伝費等を削減しましたが、大幅な営業損失となりました。

大分県のハーモニーランドは、11月には入園者数が前年同月比87％まで回復する状況となりましたが、近隣県の緊急事態宣言発令の影響もあり、第４四半期の入園者数は48千人（前年同期比10千人減、17.2％減）、通期では176千人（前期比252千人減、58.8％減）となりました。2021年４月に開園30周年を迎えますので、感染防止に留意しながら集客の回復に努めます。

※サンリオピューロランドは2020年２月22日～７月12日、ハーモニーランドは2020年２月22日～６月７日まで臨時休園でした。

②欧州：売上高12億円（前期比17.6％減）、営業損失３億円（同２億円損失減）

新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるロックダウンで休校が相次ぎ、学童用品をはじめとしたライセンシーの落ち込みが大きく響きました。一方、スペインの大手アパレルメーカーとのグローバル規模のコラボレーションやフランスのラグジュアリーブランドとのコラボレーションが貢献し、前期に対する下げ幅は比較的小さくすることができました。

『ミスターメン リトルミス』は重要カテゴリーである出版ライセンスが堅調に推移した他、香港でも常設店舗をオープンし、スマートフォンケースやイヤリングなどを販売しています。

③北米：売上高21億円（前期比18.1％減）、営業損失11億円（同41百万円損失増）

ライセンス事業は、大手消費財メーカーとの契約未更新が響き、前期に行った『ハローキティ』45周年関連の大型コラボレーションをカバーするには至りませんでした。

物販事業では、新型コロナウイルス感染症拡大による店舗閉鎖の影響で苦戦しておりますが、EC事業については成長を続けております。11月には大手EC事業者と提携し、取扱商品数の増加にも取り組んでおります。

④南米：売上高３億円（前期比39.4％減）、営業利益７百万円（同62.2％減）

南米地域では、生理用品をメインで扱う事業者との取り組みが好調な半面、新型コロナウイルス感染症の爆発的な流行により、多くの取引先において苦戦が強いられました。小売店閉鎖による在庫の増加が影響し、全体的に売上が減少傾向にあります。また、2020年２月以降進んでいるレアル安による為替差損の影響も出ております。

⑤アジア：売上高58億円（前期比23.4％減）、営業利益19億円（同31.9％減）

香港・マカオでは、モール装飾などが苦戦しました。生活必需品関連の売上は増加傾向にありますが、主要取引先の時短運営や閉鎖による売上不振が大きく響いています。また、東南アジアにおいても、最大のパートナーであるタイの百貨店が一時休業になるなど、厳しい状況が続いています。

台湾では、新型コロナウイルス感染症の抑え込みに成功しており、コンビニや百貨店とのプロモーション案件を獲得することができました。一方、中国で製造を行っている大手取引先の開発が一時停止する等、商品化については苦戦を強いられました。

韓国では、テレビショッピングをメインの販路としている主要取引先が好調な一方、その他の取引先の新型コロナウイルス感染症による影響をカバーすることができませんでした。ゲームアプリとのコラボレーションに関しては相変わらず好調で、継続的に取り組みを行っております。また、メッセージアプリでのスタンプ売上も伸長しています。

中国では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、アクセサリーカテゴリーや学童用品、玩具が苦戦しました。一方で、大手スポーツ用品メーカーとの大型コラボレーションを行った他、ヘルス＆ビューティカテゴリーの売上も堅調に推移し、前期に対する下げ幅は比較的小さく抑えることができました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中の設備投資額は2,198百万円で、内訳は、日本事業が1,977百万円、欧州事業が11百万円、北米事業が20百万円、南米事業が０百万円、アジア事業が161百万円、全社資産が26百万円であります。

その主な内容は、直営店店舗の改装、出店とそれに伴う差入保証金、テーマパーク施設におけるアトラクション、レストラン等のリニューアルです。

(3) 資金調達の状況

運転資金及び設備投資資金は、自己資金により調達しました。

(4) 対処すべき課題

①長期成長可能な事業の確立

当社グループは、スモールギフトビッグスマイルを標語としたギフト商品の企画・製造・販売を行い利益を上げていくことが事業の柱であります。また、『ハローキティ』をはじめとしたキャラクターをブランドとして育て、他社にライセンスすることで事業を拡大してまいりました。その主たる収益要因は商品化権ビジネス、いわゆるプロダクトライセンスでした。キャラクターは『ハローキティ』が中心でした。2015年３月期以降、７期連続で営業減益となったのは、欧州、米州での、プロダクトライセンス中心、『ハローキティ』中心のビジネスに偏ったことが大きな要因と考えています。一方で、中国を中心としたアジア地域については、収益の源泉として、商品化権ビジネス（プロダクトライセンス）以外に広告化権ビジネス（企業向けプロモーションライセンス、カフェ、カラオケ店舗や航空機などのスペースデザインライセンス）とフランチャイズ化権ビジネス（店舗ライセンス）、興行権ビジネス（遊園地、水族館、劇場、テーマパークなどのエンターテイメントライセンス）が並立しており、キャラクターも『ハローキティ』をはじめとする主要キャラクターや、毎年送り出される新キャラクターが、競合・補完し合っています。また、マーケットを熟知した優秀な現地マネジメントが常に市場の変化に合わせた経営を行っていることにもよります。したがって、中東、ロシア、インド、アセアン諸国、アフリカ、中南米などのこれから開拓すべき市場と欧米市場の再成長は、『ハローキティ』の再活性化とともに、サンリオのキャラクターライセンスビジネスを理解し、市場の変化にチャレンジできる現地マネジメント組織の確立によって、長期成長が確実になるものと確信しております。

②ダイバーシティ・マネジメントの活用

当社グループは130の国と地域にキャラクタービジネスを展開しており、今後もますます地域を広げていこうとしております。また、キャラクタービジネスはお子様からお年寄りまで年齢に関係なくマーケットが広がっております。このような状況では、ダイバーシティの考えに根差した商品開発と企業との密接な協業が必須となる一方で、各地域、文化、思想で分断された戦略ではグローバルな人材と商品の流れ、流行への迅速な対応が困難です。そこで、グローバルに一体化した情報管理システムとダイバーシティ・マネジメントによるグローバルなマーケティング体制と連結グループ経営の確立が必須と認識しております。

③キャラクターポートフォリオの構築

キャラクターの開発、育成は、当社の根幹の課題であると認識しています。長期成長には『ハローキティ』を中心とし、二番手キャラクターとしての『マイメロディ』『リトルツインスターズ』『シナモロール』『ポムポムプリン』『クロミ』などの強化、そして、それに続く誰からも愛されるような新キャラクターの不断の開発が重要である一方で、SNSやネット配信などを含むメディア、ゲームなどを通じて『アグレッシブ烈子』『ミュークルドリーミー』のようなキャラクター開発や、従来とは異なる市場に向けたキャラクターの開発、そして『ミスターメン リトルミス』などによるキャラクターミックスの適正な構築が必須であると確信しております。

④新型コロナウイルス感染症拡大等の危機への対応策の構築

当社グループにおいては、社内外の感染被害抑止と従業員の健康と安全を確保するため、リモートワークの実施、テーマパークの臨時休園、店舗営業の自粛等の緊急の対策を講じてまいりました。今後、世界的な感染症の拡大、気候の変動、紛争の勃発等の予想を超えた事象の発生に備え、在宅勤務時の事業効率化を図るハードウェアやソフトウェアの拡充、それに伴うペーパーレス化の推進、また、商品の製造委託先の所在国の分散などサプライチェーンの見直しによる商品供給リスクの低減を行い、長期にわたり安定した事業運営を継続していくための環境の構築が重要であると認識しております。

⑤中期経営計画について

当社は、この度、2024年３月期を最終年度とする３ヶ年の中期経営計画を策定いたしました。当社に於いては、2020年度に創業以来最大の営業損失を計上する結果となりました。前回の中期経営計画の反省を踏まえ、進化するテクノロジー、変わりゆく文化や環境を確りと見据え、このような状況を打破すべく、新たに計画を策定いたしました。

【実施期間】

2022年３月期から2024年３月期までの３ヶ年

【基本方針】

『未来への創造と挑戦　“One Day? No.Day One!”』

一人でも多くの人を笑顔にし、世界中に幸せの輪を広げていく総合エンターテイメント企業に変革し、「第二の創業」を目指します。

【戦略の三本柱】

１.組織風土改革

⑴新たな経営チームの組成

⑵組織のサイロ化排除、KGI･KPI体系整備、IP創出･育成･マネタイズ機能強化

⑶評価制度･給与体系等の人事制度刷新

２.国内外の構造改革の着手･完遂

⑴国内物販事業を売上重視から利益重視に転換

⑵米国事業の完全止血

３.再成長の種まき

⑴中国･東南アジアに於ける組織･人事刷新

⑵中国に於ける外部パートナーとの積極連携

（特にデジタル領域のEC･ゲームに注力）

⑶国内を含むグローバルで通用する新ビジネスモデルの種まき

(5) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第58期 (2018年3月期)	第59期 (2019年3月期)	第60期 (2020年3月期)	第61期 (2021年3月期)
売上高	60,220	59,120	55,261	41,053
経常利益又は経常損失（△）	6,020	5,836	3,274	△1,731
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（△）	4,928	3,880	191	△3,960
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）	58.09円	45.73円	2.26円	△47.93円
総資産	98,274	95,185	89,515	85,040
純資産	52,734	52,396	46,387	37,285
自己資本比率	53.4%	54.7%	51.5%	43.7%

② 当社の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分	第58期 (2018年3月期)	第59期 (2019年3月期)	第60期 (2020年3月期)	第61期 (2021年3月期)
売上高	42,199	40,808	38,044	30,563
経常利益	5,844	4,784	2,808	7,339
当期純利益	4,175	3,587	1,738	6,542
1株当たり当期純利益	49.21円	42.28円	20.54円	79.18円
総資産	54,531	54,921	50,412	55,631
純資産	24,743	25,786	22,223	22,235
自己資本比率	45.4%	47.0%	44.1%	40.0%

(6) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
Sanrio, Inc.	千米ドル 34,412	100.0%	商品化権の許諾・管理
Sanrio Do Brasil Comercio e Representacoes Ltda.	千伯レアル 2,097	(100.0%)	商品化権の許諾・管理
Sanrio Chile SpA.	百万チリペソ 10	(100.0%)	商品化権の許諾・管理
株式会社サンリオエンターテイメント	百万円 100	100.0%	サンリオピューロランド、ハーモニーランドの運営
株式会社サンリオファーイースト	百万円 30	100.0%	ギフト商品の製造・販売
Sanrio (Hong Kong) Co., Ltd.	千香港ドル 1,000	100.0%	ギフト商品の製造・販売
三麗鷗股份有限公司	百万台湾ドル 177	100.0%	商品化権の許諾・管理
Sanrio Korea Co.,Ltd.	百万韓国ウォン 50	(100.0%)	商品化権の許諾・管理
三麗鷗(上海)国際貿易有限公司	千米ドル 400	40.0% (100.0%)	商品化権の許諾・管理 ギフト商品の製造・販売
Sanrio GmbH	千ユーロ 2,019	100.0%	商品化権の許諾・管理
Sanrio Global Ltd.	GBP 1	100.0%	商品化権の許諾・管理
Sanrio Global Asia Ltd.	千香港ドル 10	(100.0%)	商品化権の許諾・管理
Sanrio UK Finance Ltd.	千GBP 9,700	(100.0%)	資金貸付
Mister Men Ltd.	千GBP 3,500	(100.0%)	商品化権の許諾・管理
THOIP	GBP 100	(100.0%)	商品化権の許諾・管理
Mister Films Ltd.	GBP 200	(100.0%)	商品化権の許諾・管理
Sanrio Wave Hong Kong Co., Ltd.	千香港ドル 450	(95.0%)	商品化権の許諾・管理
株式会社ココロ	百万円 495	100.0%	ロボットの開発・企画・販売

(注) ( ) 内の数字は、間接所有を含んでおります。

②事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、主に「ソーシャル・コミュニケーション・ギフト商品」の企画・販売、キャラクターの使用許諾業務、テーマパーク事業等を営んでおります。国内においては当社及び国内連結子会社が、海外においては欧州（主にイタリア・フランス・スペイン・ドイツ・英国）、北米（主に米国）、南米（主にブラジル・チリ・ペルー・メキシコ）、アジア（主に香港・台湾・韓国・中国）の各地域を現地連結子会社がそれぞれ担当しております。当社及び各連結子会社はそれぞれ独立した経営単位であり、取扱う商品等について各地域の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

(8) 主要な営業所

本社	東京都品川区大崎１丁目11番１号	
国内事業所		
ディストリビューションセンター	（東京都町田市）	
関西事業所	（大阪市淀川区）	
九州事業所（３月閉鎖）	（福岡市博多区）	
直営店	ソーシャル・コミュニケーション・ギフト商品販売店	102店
	レストラン	１店

(9) 使用人の状況

区　　分	使用人数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
男　　性	244名	△20名	47歳　0ヶ月	22年　5ヶ月
女　　性	402名	△6名	42歳　9ヶ月	18年　0ヶ月
合計又は平均	646名	△26名	44歳　5ヶ月	19年　8ヶ月

（注）　使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、嘱託、臨時雇用者は含めておりません。

(10) 主要な借入先

借　　入　　先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		普通株式	議決権比率
	百万円	千株	%
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	10,712	3,862	4.8
株式会社三井住友銀行	4,946	3,834	4.8
株式会社みずほ銀行	2,700	1,554	1.9
株式会社山梨中央銀行	1,144	505	0.6

2．会社の株式に関する事項

①発行可能株式総数　普通株式　310,000,000株

②発行済株式の総数　普通株式　89,065,301株

（自己株式　8,523,746株）

③株主数　普通株式　78,534名

④大株主の状況

株主名	持株数 普通株式	持株比率
	千株	%
清川商事株式会社	6,691	8.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,744	5.9
光南商事株式会社	4,577	5.7
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	3,862	4.8
株式会社三井住友銀行	3,834	4.8
株式会社バンダイナムコホールディングス	3,700	4.6
辻信太郎	2,516	3.1
THE BANK OF NEW YORK MELLON (INTERNATIONAL) LIMITED 131800	1,812	2.3
辻友子	1,701	2.1
株式会社日本カストディ銀行（信託口９）	1,673	2.1

（注）1. 持株比率は、自己株式（8,523,746株）を控除して計算しております。
2. 当社は株式会社三菱ＵＦＪ銀行の持株会社である株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループの株式1,019,110株を所有しております。
3. 当社は株式会社三井住友銀行の持株会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループの株式88,100株を所有しております。
4. 当社は株式会社バンダイナムコホールディングスの株式145,300株を所有しております。

⑤その他株式に関する重要な事項

当社は、2020年11月４日開催の取締役会決議に基づき、以下のとおり自己株式の取得を行いました。

⑴ 取得した株式の種類及び総数　普通株式　3,391,700株

⑵ 取得価額の総額　5,999,917,300円

⑶ 取得日　2020年11月５日

3．会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	辻　信太郎	株式会社ココロ代表取締役会長、株式会社サンリオエンターテイメント代表取締役会長
代表取締役社長	辻　朋邦	三麗鷗品牌發展（上海）有限公司 Chairman、SANRIO SOUTHEAST ASIA PTE. LTD. Chairman
専務取締役	福嶋一芳	ライセンス営業本部長
常務取締役	中谷隆英	経理部担当
常務取締役	宮内三郎	物販事業本部長
常務取締役	野村高章	秘書室担当、情報システム部担当、総務部担当、内部監査室担当
常務取締役	岸村治良	海外事業本部担当、経営企画室担当、IR室担当、法務室担当、Sanrio GmbH CEO、Sanrio Global Ltd.CEO、Sanrio UK Finance Ltd.CEO、Mister Men Ltd.CEO、THOIP CEO、Sanrio Global Asia Ltd.CEO
取締役	北村憲雄	
取締役	嶋口充輝	慶應義塾大学名誉教授
常勤監査役	古橋良雄	
監査役	大森昭次	株式会社大森水晶取締役会長
監査役	平松剛実	弁護士、西村あさひ法律事務所カウンセル、ＮＨＫ受信料制度等検討委員会オブザーバー
監査役	大橋一生	公認会計士、大橋一生公認会計士事務所所長、株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド社外監査役、株式会社グラファイトデザイン社外監査役

(注) 1. 取締役のうち、北村憲雄及び嶋口充輝の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち、大森昭次、平松剛実及び大橋一生の三氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役北村憲雄、嶋口充輝及び監査役平松剛実の三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査役古橋良雄氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役大橋一生氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定することにしており、当事業年度につきましては、取締役員数を減少させたにも関わらず個別の報酬を変更させておらず、なおかつ個別報酬が他社水準に比べ高いとはいえないため、当該方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

②取締役の個人別の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

⑴ 株主総会決議日	取締役	1984年10月30日
	監査役	2015年６月25日
⑵ 株主総会決議内容の概要（限度額）	取締役	450百万円
	監査役	35百万円
⑶ 株主総会決議に係る会社役員の員数	取締役	17人
	監査役	４人

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会で決議した決定方針に基づき、代表取締役社長辻朋邦が総務担当役員等と協議するものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とすることとしております。また、報酬の決定を代表取締役社長辻朋邦に委任しておりますのは、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役辻朋邦が適していると判断したためであります。

④取締役及び監査役の報酬等の総額等

取締役14名	323百万円(うち社外 ２名 15百万円)
監査役４名	32百万円(うち社外 ３名 14百万円)

(注)1. 報酬等の種類に関しましては固定報酬のみであります。

2. 期末日時点の取締役は９名、監査役は４名であります。

(3) 社外役員に関する事項

①取締役　北村　憲雄

重要な兼職先と当社との関係	当事業年度における主な活動状況
開示すべき関係はありません。	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回出席しております。同氏は、欧州ではイタリアトヨタ、スペイントヨタを、日本では郵便事業株式会社を経営された経験と見識に基づき、当社の経営上有用な発言を行っております。

②取締役　嶋口　充輝

重要な兼職先と当社との関係	当事業年度における主な活動状況
慶應義塾大学名誉教授 開示すべき関係はありません。	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回出席しております。同氏は、マーケティングを研究する学識経験者であり、企業経営にも精通されている幅広い見識を、当社のコーポレートガバナンス及び企業価値の向上に経営上有用な発言を行っております。

③監査役　大森　昭次

重要な兼職先と当社との関係	当事業年度における主な活動状況
株式会社大森水晶取締役会長 開示すべき関係はありません。	当事業年度開催の取締役会19回のうち11回出席しております。 当事業年度開催の監査役会10回のうち４回出席しております。主に会社経営者としての専門的見地からの発言を行っております。

④監査役　平松　剛実

重要な兼職先と当社との関係	当事業年度における主な活動状況
西村あさひ法律事務所カウンセル ＮＨＫ受信料制度等検討委員会オブザーバー 開示すべき関係はありません。	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回出席しております。 当事業年度開催の監査役会10回のうち10回出席しております。主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。

⑤監査役　大橋　一生

重要な兼職先と当社との関係	当事業年度における主な活動状況
大橋一生公認会計士事務所所長 株式会社サマンサタバサジャパンリミテッド社外監査役 株式会社グラファイトデザイン社外監査役 開示すべき関係はありません。	当事業年度開催の取締役会19回のうち19回出席しております。 当事業年度開催の監査役会10回のうち10回出席しております。主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

(4) 社外役員の責任限定契約に関する事項

当社は会社法第427条第１項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第１項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める次に掲げる額の合計額を当該損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。

①その在職中に職務執行の対価として受け、または受けるべき財産上の利益の１年間当たりの額に相当する額として会社法施行規則第113条に定める方法により算出される額に、２を乗じて得た額

②新株予約権を引き受けた場合（会社法第238条第３項各号に掲げる場合に限る）における当該新株予約権に関する財産上の利益に相当する額として会社法施行規則第114条に定める方法により算出される額

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等の額

50,000千円

②当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

50,000千円

（注）1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬実績、他社の監査報酬水準を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会は、会計監査人の解任または不再任を監査役の過半数の同意に基づき、株主総会の議案とするよう取締役会に提案いたします。

(5) 当社の会計監査人以外の監査法人による子会社の監査状況

当社の重要な子会社のうち、海外子会社はいずれも当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

６．会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

１、当社及びグループ各社の取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) サンリオ・コンプライアンス憲章をはじめとするコンプライアンス体制に係る規程を当社及びグループ各社の取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動を取るための行動規範とする。

(2) サンリオ合同コンプライアンス委員会は、サンリオ合同コンプライアンス委員会規程に基づき、当社取締役を委員長とし、当社及びサンリオグループ全体のコンプライアンス体制の整備、徹底を図る他、公益通報者保護規程に基づき運営されるホットライン等を活用して問題点の把握に努める。

(3) コンプライアンスに係る問題については、サンリオ合同コンプライアンス委員会がこれを審議し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。

(4) 内部監査室は、サンリオ合同コンプライアンス委員会と連携の上、サンリオグループ全体のコンプライアンスの状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。

(5) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たず、毅然とした態度で対応する。

２、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

(1) 取締役会議事録、稟議決裁書その他その職務の執行に係る情報（文書または電磁的な記録を含む。以下、文書等という）は「文書管理規程」の定めるところに従い、適切に保存し、管理されるものとする。

(2) 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

３、当社及びグループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティ、輸出入管理等に係るリスクについては、総務担当取締役を委員長とするリスク管理委員会にて組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応を行うものとする。リスク管理委員会は、業務分掌規程その他の社内規程に基づき、リスクカテゴリー毎に主管部門を定め、または委員会を設置し、当該主管部門または委員会が、当該カテゴリーのリスク管理情報の収集・分析、規則、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。

(2) リスク管理委員会は、グループ各社に対し、当社のリスク管理情報を展開し、リスク管理の支援、援助を行う。また、グループ各社は、関係会社管理規程に基づき、リスク管理会議を定期的に開催し、当社リスク管理委員会及びグループ会社を所管する担当取締役に報告を行うものとする。

(3) 不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含むチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。
(4) 取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程、権限規程において、それぞれの責任、執行手続きの詳細について定めることとする。
(5) 内部監査室は、グループ全体及び各部門におけるリスク管理の状況を監査し、その結果を取締役会及び監査役会に報告する。

4、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 職務権限・意思決定ルールについては、取締役会規則、組織・職制規程、業務分掌規程、権限規程、稟議規程、その他の社内規程に定めるところに従う。
(2) 取締役会は、当社及びグループ各社の取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、各部門担当取締役は、その目標達成のために、各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定める。取締役会は必要に応じＩＴ等を活用して、定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とし、全社的な業務の効率化を実現する体制を構築する。
(3) 取締役会の決定に基づく業務の効率的な執行については、業務分掌規程、権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。
(4) グループ各社においても、社内規程を定め、グループ各社の取締役等の職務の遂行が効率的に行われることを確保する。

5、その他当社及びグループ各社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社総務担当取締役を統括責任者とする内部統制プロジェクト運営委員会は、当社グループ全体の内部統制を網羅的・総括的に管理し、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を整備、運用する。
(2) 当社における各部門担当取締役及びグループ各社社長は、各部門の適正な業務執行を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
(3) グループ各社の取締役は、関係会社管理規程に基づき、職務執行に係わる事項について、当社の所管取締役に報告を行うものとする。
(4) 当社の内部監査室は、当社及びグループ各社の内部統制評価を実施し、その結果を当社総務担当取締役、監査役及びグループ各社を所管する担当取締役に報告し、総務担当取締役、監査役は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

6、監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

(1) 監査役は、監査業務を補助すべき者が必要であると認めたときは、内部監査室その他使用人の中から若干名を指名して、監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。
(2) 監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、当該部門を担当する取締役等の指揮命令を受けないものとする。
(3) 現に監査業務を補助する使用人の人事異動については、人事担当取締役は、監査役会の同意を事前に得るものとする。

7、当社及びグループ各社の取締役及び使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制
(1) 当社及びグループ各社の取締役または使用人は、監査役会に対して法定の事項（会社法第357条）に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス・ホットラインによる通報状況及びその内容をすみやかに報告する。前記に関わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
(2) 報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定する方法によるものとする。
(3) 監査役に報告を行ったことを理由として、当該報告者に対し、人事上その他の不利益な取り扱いは行わない。

8、その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役は、取締役会、予算会議、幹部会その他の重要な業務執行の会議に出席し、必要に応じて説明を求めることができるものとする。
(2) 代表取締役は、監査役会と可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換等を通じて、意思の疎通を図るよう努めるものとする。
(3) 各部門担当取締役及び使用人は、監査役が行うヒヤリングに対し、積極的に協力する。
(4) 監査役会が、必要に応じて独自に専門の弁護士、会計士等を雇用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
(5) 監査に必要な費用については、当社が負担する。

9、内部統制システムの継続的改善
取締役会は、前各項の内部統制システムを含む内部統制システムの継続的な整備、改善に努めるものとする。

10、財務報告の適正性を確保するための体制
財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するために必要な内部統制の整備・運用を推進する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、（1）に記載した「業務の適正を確保するための体制」を取締役会で決議し、これに基づき、内部統制システムを整備、運用しております。当該決議に記載された各委員会、部門の運用状況は以下のとおりであります。

リスク管理委員会につきましては四半期に一度開催し、リスクの洗い出し、日常のモニタリング等を行い、結果を取締役会に報告しております。

サンリオ合同コンプライアンス委員会につきましては、グループ各社のメンバーで構成し、年に一度定例会を開催し、コンプライアンスに関するテーマを決め、グループ内で自己点検を行うことにより、コンプライアンスの浸透、意識向上を図っております。また、コンプライアンスが問題となる事案が発生する都度、招集して対応を検討しております。

内部監査部門である内部監査室は、日常的に監査テーマを決めて内部監査を行い、結果を監査役会、リスク管理委員会、取締役会及び関係取締役に報告しております。

内部統制プロジェクト運営委員会につきましては、プロジェクトメンバーを必要の都度招集し、当期の内部統制の進捗度合、スケジュール、問題点の検討を行い、業務の適正の確保に遺漏のないよう協議しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社は経営の基本理念である「ソーシャル・コミュニケーション」の精神に基づく「思いやり」と「友情」の思いを込めたキャラクター商品とアニメ等のキャラクターコンテンツを通して世界中を「仲良し」でいっぱいにすることを全社一丸となり目指しております。当社の基本的行動指針は、「人の嫌がることは決してしない」、「争いからは何も生まれない」、「常に思いやりと感謝の気持ちで対応する」ことであります。国内外においてサンリオブランドは、このような世界観の中で築かれているものと考えております。この考え方を、世界中に広めるために協力してくださる企業や仲間が増えることは当社の望むところであります。

しかしながら、そのような当社に対して、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者」を意図する者が現れた場合には、以下３点を基本方針として対応いたします。

①まずは相手の真意を確かめること

②上記の当社の基本的な考え方を理解していただくことに努めること

③以上について、充分期間を設けて、適宜開示して広く株主をはじめとするステークホルダーの意見を聞くことを基本方針といたします。

具体的には、当社株式の大量取得を目的とする買付行為（または買収提案）が行われる場合、それに応じるか否かは最終的に株主の皆様の判断に委ねられるべきものと考えており、それが当社の企業価値を高め株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

ただし、大量な株式を買付ける者の中には、目的、手法からみて明らかに企業価値、もしくは株主の共同利益を損なうものもあります。たとえば、目先の利益を優先した当社の財産の切り売り等による重要な資産の流出、当社企業ブランドを損なう事業へのキャラクター資産の利用、コンプライアンス欠如によるキャラクターのイメージダウン等であります。

このような買付行為が行われる場合には、株主の皆様から当社の経営を負託された者の責務として、当該買付者の事業内容や将来の事業計画並びに過去の投資行動や当該買付の進め方等から当該買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益に与える影響を慎重に検討し判断すると共に、株主の皆様に充分な情報開示に努める必要があると認識しております。

現在、当社株式についてかかる買付行為に係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また当社としてそのような買付者が出現した場合の具体的な取組み（いわゆる「買収防衛策」）を予め定めるものではありません。

しかし、当社としては当社株式の取引や株主の異動状況等を常に注視すると共に、有事への対応に備えたプランを策定し、かかる買付行為を企図する者が出現した場合には直ちに、法令及び当社の定款によって許容される範囲内において当社として最も適切と考えられる措置を講じる所存です。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主に対する利益還元を経営の重要事項と考えております。しかしながら、当期につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による経済活動の停滞やインバウンド需要の消失などの影響を受けた結果として39億円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上するに至りましたので、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。株主の皆様には深くお詫び申し上げます。

次期の配当につきましては業績回復のために必要な諸施策を実行し、第２四半期末配当８円、期末配当８円の年間16円の配当を計画しておりますが、今後期末に増配することを目標に、収支改善に努力してまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

（注）1. 本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満を切り捨て、比率等は表示桁未満を四捨五入して表示しております。
2. 売上高等の記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表 (2021年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
Ⅰ．流動資産	**48,937**	**Ⅰ．流動負債**	**29,336**
現金及び預金	36,876	支払手形及び買掛金	3,180
受取手形及び売掛金	5,269	短期借入金	17,030
商品及び製品	4,383	１年内償還予定の社債	512
仕掛品	10	リース債務	752
原材料及び貯蔵品	213	未払法人税等	486
未収入金	1,631	賞与引当金	421
その他	637	返品調整引当金	8
貸倒引当金	△85	株主優待引当金	38
		ポイント引当金	118
Ⅱ．固定資産	**36,081**	その他	6,786
有形固定資産	**16,098**	**Ⅱ．固定負債**	**18,417**
建物及び構築物	4,631	社債	935
機械装置及び運搬具	300	長期借入金	9,382
工具器具備品	399	リース債務	2,351
土地	7,831	長期預り金	620
リース資産	2,930	長期未払金	1,142
建設仮勘定	4	退職給付に係る負債	3,091
無形固定資産	**2,216**	繰延税金負債	379
投資その他の資産	**17,766**	その他	513
投資有価証券	11,649	**負債合計**	**47,754**
長期貸付金	114	(純資産の部)	
差入保証金	1,722	**Ⅰ．株主資本**	**40,827**
繰延税金資産	364	資本金	10,000
退職給付に係る資産	1,812	資本剰余金	3,409
その他	2,557	利益剰余金	47,179
貸倒引当金	△454	自己株式	△19,762
		Ⅱ．その他の包括利益累計額	**△3,671**
Ⅲ．繰延資産	**21**	その他有価証券評価差額金	139
社債発行費	21	為替換算調整勘定	△3,320
		退職給付に係る調整累計額	△490
		Ⅲ．非支配株主持分	**130**
		純資産合計	**37,285**
資産合計	**85,040**	**負債・純資産合計**	**85,040**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年４月１日から 2021年３月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		41,053
売上原価		15,779
売上総利益		25,273
返品調整引当金戻入額		17
差引売上総利益		25,290
販売費及び一般管理費		28,570
営業損失		3,280
営業外収益		
受取利息	412	
受取配当金	200	
投資有価証券評価益	286	
投資事業組合運用益	919	
雇用調整助成金	140	
その他	423	2,382
営業外費用		
支払利息	131	
為替差損	301	
支払手数料	123	
和解金	141	
その他	135	833
経常損失		1,731
特別利益		
投資有価証券売却益	528	
雇用調整助成金	487	1,015
特別損失		
固定資産処分損	17	
減損損失	470	
投資有価証券売却損	51	
投資有価証券評価損	11	
臨時休園等による損失	1,370	
事業構造改善費用	35	
その他	2	1,960
税金等調整前当期純損失		2,676
法人税、住民税及び事業税	1,155	
法人税等還付税額	△820	
法人税等調整額	931	1,267
当期純損失		3,943
非支配株主に帰属する当期純利益		16
親会社株主に帰属する当期純損失		3,960

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2020年４月１日残高	10,000	3,409	52,818	△13,762	52,466
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△1,678	－	△1,678
親会社株主に帰属する当期純損失	－	－	△3,960	－	△3,960
自己株式の取得	－	－	－	△6,000	△6,000
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－
連結会計年度中の変動額の合計	－	－	△5,639	△6,000	△11,639
2021年３月31日残高	10,000	3,409	47,179	△19,762	40,827

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
2020年４月１日残高	△995	△0	△2,494	△2,914	△6,405	326	46,387
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当	－	－	－	－	－	－	△1,678
親会社株主に帰属する当期純損失	－	－	－	－	－	－	△3,960
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△6,000
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	1,135	0	△825	2,424	2,733	△195	2,537
連結会計年度中の変動額の合計	1,135	0	△825	2,424	2,733	△195	△9,101
2021年３月31日残高	139	－	△3,320	△490	△3,671	130	37,285

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社等の状況

連結子会社等の数	18社
主要な連結子会社等の名称	Sanrio, Inc.（米国法人） Sanrio GmbH（ドイツ法人） 三麗鷗（上海）国際貿易有限公司（中国法人） ㈱サンリオエンターテイメント

(2) 非連結子会社等の状況

主要な非連結子会社等の名称	サンリオ自動車リース㈱ ㈱サンリオエンタープライズ
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社等の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2．持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の状況

主要な会社の名称	サンリオ自動車リース㈱ ㈱サンリオエンタープライズ

持分法を適用しない理由

各社は当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体として重要性がないため、投資については、持分法を適用せず原価法により評価しております。

3．連結子会社等の事業年度等に関する事項

連結子会社のうちSanrio Korea Co., Ltd.、Sanrio GmbH、三麗鷗（上海）国際貿易有限公司、Sanrio,Inc.、Sanrio（Hong Kong）Co.,Ltd.、三麗鷗股份有限公司、Sanrio Do Brasil Comercio e Representacoes Ltda.、Sanrio Wave Hong Kong Co.,Ltd.、Sanrio Global Ltd.、Sanrio UK Finance Ltd.、Mister Men Ltd.、THOIP、Mister Films Ltd.、Sanrio Chile SpA.、Sanrio Global Asia Ltd.、の事業年度の末日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては事業年度の末日現在の財務諸表を使用しております。ただし、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①その他有価証券

時価のあるもの	連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法 投資事業組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

②デリバティブ　時価法

③たな卸資産

ⅰ．商品及び製品	主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
ⅱ．仕掛品	主として個別法に基づく原価法
ⅲ．原材料及び貯蔵品	主として最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 （リース資産を除く）	当社の物流倉庫及び1998年４月１日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物、㈱サンリオエンターテイメント、㈱サンリオファーイースト、並びに海外子会社は主に定額法を採用し、それ以外については定率法を採用しております。
無形固定資産 （リース資産を除く）	自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については、定額法を採用しております。
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
②賞与引当金	従業員に対する賞与の支出に充てるため、当社及び主要な連結子会社は支給見込額に基づき計上しておりますが、一部在外連結子会社では賞与支給制度がないため引当金は設定しておりません。
③返品調整引当金	出版物の返品による損失に備えるため、法人税法の規定に基づく繰入限度相当額を計上しております。
④株主優待引当金	株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

⑤ポイント引当金　将来のポイント使用による費用発生に備えるため、当連結会計年度末未使用ポイント残高に過去の使用実績割合等を乗じた金額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法　①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

③小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(5) 繰延資産の処理方法　社債発行費は、償還期間までの期間で均等償却しております。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法　主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）	（ヘッジ対象）
為替予約	外貨建ての金銭債権債務及び予定取引
金利スワップ	借入金、社債

③ヘッジ方針　主として内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

④ヘッジ有効性評価の方法　主としてヘッジ対象とヘッジ手段について相場変動またはキャッシュ・フローの変動の累計を比較する方法によっております。なお、為替予約取引のうち、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、高い相関関係が認められるものについては有効性の判定を省略しております。

(7) 消費税等の会計処理方法　消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(8) 連結納税制度の適用　連結納税制度を適用しております。

(9) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当連結会計年度から適用し、連結注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

⑴繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 364百万円

②計算書類利用者の理解に資するその他の情報

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得の見積り及びタックス・プランニングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しています。課税所得の見積りは将来の事業計画に基づく利益及び課税所得の発生時期及び金額を基礎としています。将来の事業計画に影響を与える新型コロナウイルス感染症は、完全な収束の時期は見込めない状況にあるものの、翌連結会計年度後半からワクチン接種の効果が表れ、消費経済活動は徐々に回復軌道に向かうものと考えております。当該見積りは、新型コロナウィルス感染症の収束時期や将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した利益及び課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

⑵固定資産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 470百万円

有形固定資産及び無形固定資産 18,315百万円

②計算書類利用者の理解に資するその他の情報

当社は、有形固定資産及び無形固定資産のうち減損の兆候がある資産または資産グループについて、当該資産または資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損損失の認識及び測定において将来キャッシュ・フロー及び正味売却価額を、減損損失の測定においては割引率を使用しています。将来キャッシュ・フローの見積りに使用される前提は、事業計画に基づいております。将来の事業計画に影響を与える新型コロナウイルス感染症は、完全な収束の時期は見込めない状況にあるものの、翌連結会計年度後半からワクチン接種の効果が表れ、国内経済及び海外経済は徐々に回復軌道に向かうものと考えております。正味売却価額の算定においては、不動産鑑定評価額等を参照するほか、一般に入手可能な市場情報を考慮しています。割引率は、加重平均資本コストによっております。当該見積りは、新型コロナウィルス感染症の収束時期や将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した利益及び将来キャッシ・フロー並びに正味売却価額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、減損損失が追加で発生する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額 43,737百万円

２．偶発債務

①銀行借入に対する連帯保証

三麗鷗品牌發展（上海）有限公司 117百万円

②従業員の銀行借入に対する債務保証 7名 10百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　89,065,301株

2．当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額（百万円）	１株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
2020年５月29日取締役会	普通株式	1,678	20.00	2020年３月31日	2020年６月９日

（注）１株当たり配当額には創立60周年記念配当５円が含まれております。

3．当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、主要な通貨については原則として同一の外貨建ての債務をネットしたポジションについて当社の為替リスク管理規程に準じて先物為替予約、通貨オプション取引、及びクーポンスワップ取引を利用しヘッジしております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、１年内の支払期日であります。また、その一部には、商品等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、主要な通貨については原則として同一の外貨建ての債権をネットしたポジションについて、当社の為替リスク管理規程に準じて先物為替予約を利用しヘッジしております。借入金、社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済期日は決算日後、最長で４年４か月後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、その一部についてデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建て取引に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、通貨オプション取引、及びクーポンスワップ取引、支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた為替リスク管理規程・金利リスク管理規程に従って行っております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、経理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、経理部及び各事業部門における営

業管理部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の経理規程に準じて、同様の管理を行っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、主要な通貨の外貨建て取引について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として当社の為替リスク管理規程に準じて先物為替予約、通貨オプション取引、及びクーポンスワップ取引を利用しヘッジしております。また、当社は、借入金及び社債に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた為替リスク管理規程・金利リスク管理規程に基づき、これに従い経理部が取引を行い、経理部において記帳及び契約先と残高照合等を行っております。月次の取引実績は、経理部所管の役員に報告しております。連結子会社についても、当社の為替リスク管理規程・金利リスク管理規程に準じて、管理を行っております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

2021年３月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注) ２をご参照ください)。

(単位：百万円)

	連結		
	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	36,876	36,876	－
(2) 受取手形及び売掛金	5,269	5,269	－
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	8,986	8,986	－
資産計	51,133	51,133	－
(1) 支払手形及び買掛金	3,180	3,180	－
(2) 短期借入金	17,030	17,062	31
(3) １年内償還予定の社債	512	516	4
(4) 社債	935	932	△2
(5) 長期借入金	9,382	9,341	△40
負債計	31,040	31,033	△6
デリバティブ取引			
①ヘッジ会計が適用されていないもの	－	－	－
②ヘッジ会計が適用されているもの	－	－	－
デリバティブ取引計	－	－	－

(注) 1.　金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

株式…取引所の価格

債券…合理的に算定された価額もしくは取引金融機関等から提示された価格

負債

(1) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(※) 為替予約の振当処理された買掛金（下記デリバティブ取引参照）については、当該為替予約と一体として処理しております。

(2) 短期借入金、並びに (3) １年内償還予定の社債

短期借入金及び１年内償還予定の社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿

価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(4) 社債

社債のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の社債において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(5) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額(※)を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(※) 金利スワップの特例処理の対象とされた長期借入金(下記デリバティブ取引参照)については、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先の金融機関から提示された価額等によっております。また、為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております(上記負債(1)参照)。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、当該長期借入金の時価に含めて記載しております(上記負債(5)参照)

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額132百万円)、関係会社株式(連結貸借対照表計上額1,140百万円)及び投資事業組合出資金(連結貸借対照表計上額1,390百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1．1株当たり純資産額	461円32銭
2．1株当たり当期純損失	△47円93銭

重要な後発事象に関する注記

固定資産の譲渡

当社は、2021年３月12日開催の取締役会において、固定資産の譲渡を決議するとともに、2021年３月26日付で売買契約を締結し、2021年４月20日に譲渡が完了しております。

１．譲渡の理由

経営資源の有効活用と財務体質の改善及び強化を図るため、譲渡することといたしました。

２．譲渡資産の内容

所在地：東京都町田市小山ヶ丘二丁目他

資産の内容：土地（16,914㎡）、建物（19,499.01㎡）

現況：事務所兼倉庫

３．譲渡先及び譲渡価額の概要

譲渡先は一般事業法人ですが、守秘義務により譲渡先及び譲渡価額につきましては公表を差し控えさせていただきます。

なお、当社グループと譲渡先との間には、取引関係はありますが、資本関係、人的関係はありません。また、当社グループの関連当事者には該当いたしません。また、譲渡先は反社会勢力とは一切関係がないことを確認しております。

４．当該事象の損益に与える影響額

当該固定資産譲渡により、2022年３月期第１四半期において、固定資産売却益として約3,855百万円の特別利益を計上する予定です。

譲渡制限付株式報酬制度の導入

当社は、2021年５月19日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2021年６月24日開催予定の第61回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました。

１．本制度導入の目的等

⑴本制度導入の目的

本制度は対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、当社の取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式を割り当てる報酬制度として導入するものです。

⑵本制度導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与の為に金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

1984年10月30日開催の第24回株主総会において当社の取締役の報酬等の限度額は年額450百万円以内とご承認いただいております。本株主総会では、本制度を新たに導入し、従来の取締役の報酬額とは別枠で対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬枠を設定することにつき、株主の皆様のご承認をお願いする予定です。

２．本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式の発行または自己株式の処分を受けることとなります。

対象取締役に対して支給される報酬総額は、現行の報酬額とは別枠で年額150百万円以内とし、本制度により発行または処分される当社普通株式の総数は年８万５千株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割、または株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が

生じたときは、発行または処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。)。

本制度により発行または処分される譲渡制限付株式の払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。

本制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、譲渡制限期間は譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役の地位を退任するまでの期間としております。

各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、当社取締役会において決定いたします。なお、本制度による当社普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることとします。

①対象取締役は、あらかじめ定められた期間、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと

②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること

貸借対照表 (2021年３月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
Ⅰ．流動資産	**21,256**	**Ⅰ．流動負債**	**21,477**
現金及び預金	13,165	支払手形	1,498
受取手形	282	買掛金	876
売掛金	3,175	短期借入金	14,630
商品	3,675	１年内償還予定の社債	512
映画・ビデオ製作品	0	リース債務	69
貯蔵品	104	未払金	1,124
前渡金	147	未払法人税等	88
前払費用	190	未払費用	440
未収収益	5	前受金	1,412
未収入金	458	賞与引当金	294
その他	50	返品調整引当金	8
貸倒引当金	△0	株主優待引当金	319
		ポイント引当金	115
		その他	86
Ⅱ．固定資産	**34,353**	**Ⅱ．固定負債**	**11,917**
有形固定資産	**3,756**	社債	935
建物	1,063	長期借入金	9,382
構築物	6	リース債務	197
機械装置	42	退職給付引当金	553
車両運搬具	0	その他	849
工具器具備品	136	**負債合計**	**33,395**
土地	2,258		
リース資産	243	(純資産の部)	
建設仮勘定	4	**Ⅰ．株主資本**	**22,096**
無形固定資産	**330**	**資本金**	**10,000**
ソフトウェア	312	**資本剰余金**	**3,409**
その他	18	１．資本準備金	2,503
投資その他の資産	**30,266**	２．その他資本剰余金	906
投資有価証券	9,645	**利益剰余金**	**28,448**
関係会社株式	6,636	その他利益剰余金	28,448
長期貸付金	8,551	繰越利益剰余金	28,448
前払年金費用	906	**自己株式**	**△19,762**
繰延税金資産	851	**Ⅱ．評価・換算差額等**	**139**
その他	6,500	その他有価証券評価差額金	139
貸倒引当金	△2,826	**純資産合計**	**22,235**
Ⅲ．繰延資産	**21**		
社債発行費	21		
資産合計	**55,631**	**負債・純資産合計**	**55,631**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**30,563**
売上原価		**12,818**
売上総利益		**17,744**
返品調整引当金戻入額		17
差引売上総利益		**17,761**
販売費及び一般管理費		**19,519**
営業損失		**1,757**
営業外収益		
受取利息及び配当金	10,178	
投資有価証券評価益	286	
為替差益	53	
雇用調整助成金	86	
その他	416	11,021
営業外費用		
支払利息	103	
支払手数料	123	
貸倒引当金繰入額	1,671	
その他	25	1,923
経常利益		**7,339**
特別利益		
投資有価証券売却益	514	
雇用調整助成金	225	740
特別損失		
固定資産処分損	11	
減損損失	198	
投資有価証券売却損	51	
投資有価証券評価損	11	
臨時休業等による損失	385	658
税引前当期純利益		**7,420**
法人税、住民税及び事業税	404	
法人税等調整額	473	878
当期純利益		**6,542**

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2020年４月１日から2021年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
2020年４月１日残高	10,000	2,503	906	23,584	△13,762	23,232
事業年度中の変動額						
剰余金の配当	－	－	－	△1,678	－	△1,678
当期純利益	－	－	－	6,542	－	6,542
自己株式の取得	－	－	－	－	△6,000	△6,000
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	－	－	－	－	－	－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	4,863	△6,000	△1,136
2021年３月31日残高	10,000	2,503	906	28,448	△19,762	22,096

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
2020年４月１日残高	△1,008	△0	△1,008	22,223
事業年度中の変動額				
剰余金の配当	－	－	－	△1,678
当期純利益	－	－	－	6,542
自己株式の取得	－	－	－	△6,000
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	1,147	0	1,148	1,148
事業年度中の変動額合計	1,147	0	1,148	11
2021年３月31日残高	139	－	139	22,235

（注）　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式　移動平均法による原価法

② その他有価証券

時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの　移動平均法による原価法

投資事業組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ　時価法

(3) たな卸資産

① 商品　移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

② 直営店商品　売価によるたな卸高に商品分類別の原価率を乗じて算定しております。

③ 映画・ビデオ製作品及び映画・ビデオ仕掛品　個別法に基づく原価法

ⅰ．映画製作品の償却は法人税法施行令第50条の規定を適用し、特別な償却率による償却を行っております。

ⅱ．ビデオ製作品の償却は法人税法に規定する定率法によっております。

④ 貯蔵品　最終仕入原価法

２．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法

ただし、物流倉庫及び1998年４月１日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）　自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産については、定額法を採用しております。

(3) リース資産　所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用　定額法

３．引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 返品調整引当金

出版物の返品による損失に備えるため、法人税法の規定に基づく繰入限度相当額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務、退職給付信託及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を退職給付引当金又は前払年金費用として計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当期までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（８年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理することとしております。

(5) 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(6) ポイント引当金

将来のポイント使用による費用発生に備えるため、当事業年度末未使用ポイント残高に過去の使用実績割合等を乗じた金額を計上しております。

4．繰延資産の処理方法

社債発行費は、償還期間までの期間で均等償却しております。

5．ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

（ヘッジ手段）	（ヘッジ対象）
為替予約	外貨建ての金銭債権債務及び予定取引
金利スワップ	借入金、社債

(3) ヘッジ方針

主として内部規程に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

主としてヘッジ対象とヘッジ手段について相場変動またはキャッシュ・フローの変動の累計を比較する方法によっております。

なお、為替予約取引のうち、ヘッジ対象とヘッジ手段の重要な条件が同一であり、高い相関関係が認められるものについては、有効性の判定を省略しております。

6．退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

7．消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理方法は税抜方式によっております。

８．連結納税制度の適用　　連結納税制度を適用しております。
９．連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和２年法律第８号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号　2020年３月31日）第３項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号　2018年２月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

表示方法の変更に関する注記

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年３月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

会計上の見積りに関する注記

⑴繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 851百万円

②計算書類利用者の理解に資するその他の情報

詳細につきましては、連結注記表「会計上の見積りに関する注記」をご参照ください。

⑵固定資産の減損

①当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 198百万円

有形固定資産及び無形固定資産 4,086百万円

②計算書類利用者の理解に資するその他の情報

詳細につきましては、連結注記表「会計上の見積りに関する注記」をご参照ください。

貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額		4,047百万円
２．偶発債務		
①銀行借入に対する連帯保証		
三麗鷗品牌發展（上海）有限公司		117百万円
②銀行借入に対する債務保証		
㈱サンリオエンターテイメント		2,400百万円
③従業員の銀行借入に対する債務保証	７名	10百万円
３．関係会社に対する金銭債権債務		
短期金銭債権		728百万円
長期金銭債権		11,530百万円
短期金銭債務		182百万円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	3,795百万円
仕入高	1,530百万円
営業取引以外の取引高	9,976百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	
普通株式	8,523,746株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（単位：百万円）

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	226
商品	89
前受金	171
賞与引当金	90
株主優待引当金	97
未払事業税	3
減損損失	214
退職給付引当金又は前払年金費用	536
貸倒引当金	865
その他	287
繰延税金資産　小計	2,582
評価性引当額	△1,730
繰延税金資産　合計	851

関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	会社等の名称	所在地	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱サンリオエンターテイメント	東京都多摩市	100百万円	サンリオピューロランド・ハーモニーランドの運営	所有直接100.0	7名	当社商品の販売・ロイヤリティ取引	資金貸付 資金返済 債務保証	770 — 2,400	長期貸付金 貸倒懸念債権(その他(投資その他の資産))	8,437 2,493
子会社	㈱ココロ	東京都羽村市	495百万円	ロボットの開発・企画・販売	所有直接100.0	7名	当社へのロボットの開発・企画	資金返済	—	破産更生債権等(その他(投資その他の資産))	600

(注) 取引条件ないし取引条件の決定方針等

①長期貸付金は無利息の貸付金であります。

②㈱サンリオエンターテイメントへの貸倒懸念債権に対し、2,493百万円の貸倒引当金を計上しております。

③㈱サンリオエンターテイメントの金融機関からの借入に対して債務保証を行っております。なお、取引金額には債務保証の期末残高を記載しております。

④㈱ココロへの破産更生債権等に対し、318百万円の貸倒引当金を計上しております。

1株当たり情報に関する注記

1．1株当たり純資産額　276円08銭

2．1株当たり当期純利益　79円18銭

重要な後発事象に関する注記

固定資産の譲渡

当社は、2021年3月12日開催の取締役会において、固定資産の譲渡を決議するとともに、2021年3月26日付で売買契約を締結し、2021年4月20日に譲渡が完了しております。

詳細につきましては、連結注記表「重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

譲渡制限付株式報酬制度の導入

当社は、2021年5月19日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、当社の取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする譲渡制限付株式報酬制度を導入することを決議し、本制度に関する議案を2021年6月24日開催予定の第61回定時株主総会に付議することといたしました。

詳細につきましては、連結注記表「重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月24日

株式会社サンリオ
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　神　山　宗　武　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福　田　　悟　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社サンリオの2020年４月１日から2021年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サンリオ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。
監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。
連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年５月24日

株式会社サンリオ
　取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　神　山　宗　武　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　福　田　　悟　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社サンリオの2020年４月１日から2021年３月31日までの第61期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。
監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。
計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2020年４月１日から2021年３月31日までの第61期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている「業務の適正を確保するための体制」の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明をいたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び使用人等、会計監査人から評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③　事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」についても、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている「株式会社の支配に関する基本方針」については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年５月26日

株式会社サンリオ　監査役会

常勤監査役　古　橋　良　雄　㊞

社外監査役　大　森　昭　次　㊞

社外監査役　平　松　剛　実　㊞

社外監査役　大　橋　一　生　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、再任６名、新任３名の計９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	現在の当社における地位、担当	当事業年度の取締役会への出席状況
1	再任　辻（つじ）　信太郎（しんたろう）	代表取締役会長	100% (19回/19回)
2	再任　辻（つじ）　朋邦（ともくに）	代表取締役社長	100% (19回/19回)
3	再任　福嶋（ふくしま）　一芳（かずよし）	専務取締役 ライセンス営業本部長	100% (19回/19回)
4	再任　中谷（なかや）　隆英（たかひで）	常務取締役 経理部担当	100% (19回/19回)
5	再任　野村（のむら）　高章（こうしょう）	常務取締役 秘書室担当、総務部担当、人事部担当、内部監査室担当	100% (19回/19回)
6	再任　岸村（きしむら）　治良（じろう）	常務取締役 海外事業本部担当、経営企画室担当、IR室担当、法務室担当	100% (19回/19回)
7	新任　社外　独立役員　笹本（ささもと）　裕（ゆう）		－
8	新任　社外　独立役員　山中（やまなか）　雅恵（まさえ）		－
9	新任　社外　独立役員　David Bennett（デビット　ベネット）		－

当社取締役会は、当社の国内外に広がる多様な業務とその業務機能、的確で迅速な意思決定、適切なリスク管理、等々に対応することおよび取締役会の独立性・客観性等を総合的に勘案し、取締役会の規模と取締役の選任を検討しております。取締役数は９名ですが、これは当社の国内外に広がる多様な業務とその業務機能、的確で迅速な意思決定、適切なリスク管理、等々に対応することおよび取締役会の独立性・客観性等を勘案し、適正規模と考えております。

社外取締役については、企業経営、国際性、マーケティング等の専門分野から選任しております。

取締役候補者の主な専門的経験分野

氏　名	ジェンダー ●男性 ☆女性	社外	独立 (社外)	企業 経営	財務 会計	国際性・ 海外駐在等	IP ライセンス	マーケ ティング	物販・ 店舗経営	DX	人事 組織
辻　　信太郎	●			●			●	●	●		
辻　　朋　邦	●			●			●	●			
福　嶋　一　芳	●						●		●		
中　谷　隆　英	●				●	●					
野　村　高　章	●					●					●
岸　村　治　良	●				●	●					
笹　本　　裕	●	●	●	●		●		●		●	
山　中　雅　恵	☆	●	●	●		●				●	
David　Bennett	●	●	●	●		●					

候補者番号	氏名および生年月日	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	つじ　しんたろう 辻　信太郎 1927.12.7生	1960年８月　株式会社山梨シルクセンター(現当社) 代表取締役社長 1984年２月　株式会社ココロ代表取締役会長(現任) 1991年２月　株式会社サンリオ・コミュニケーション・ワールド（現株式会社サンリオエンターテイメント）代表取締役社長 1991年２月　株式会社ハーモニーランド（現株式会社サンリオエンターテイメント）代表取締役社長兼会長 2010年４月　株式会社サンリオエンターテイメント代表取締役会長（現任） 2014年６月　株式会社サンリオエンターテイメント代表取締役社長 2020年７月　代表取締役会長（現任）	2,516,890株
取締役候補者とした理由 同氏は創業者であり、創業以来代表取締役を務め、当社の企業理念を構築し、長年にわたり企業文化を育てており、経営全般に関する経験、見識に関しては余人をもって代えがたいため、引き続き取締役候補者といたしました。			
2	つじ　ともくに 辻　朋邦 1988.11.1生	2014年１月　当社入社 2015年６月　企画営業本部担当執行役員 2016年６月　取締役 企画営業本部副本部長 2017年６月　専務取締役 メディア部（現マーケティング本部）担当 キャラクタークリエイション室担当 2019年４月　映画準備室（現映画事業部）担当 2020年７月　代表取締役社長（現任）	132,747株
取締役候補者とした理由 同氏は、中期経営計画の策定やマーケティング部門の創設に尽力いたしました。加えて、創業者の孫として、当社企業理念、企業文化およびビジネスモデル継承の担い手になり得ると考え、引き続き取締役候補者といたしました。			
3	ふくしま　かずよし 福嶋　一芳 1952.4.2生	1977年３月　当社入社 1997年１月　商事部部長 2000年６月　取締役商事部長 2002年４月　ライセンス事業部長 2010年４月　企画営業本部長 2013年４月　常務取締役 2013年６月　コンテンツ事業本部長 2016年６月　専務取締役（現任） 2020年４月　ライセンス営業本部長（現任）	16,087株
取締役候補者とした理由 同氏は、長らくライセンスに関する事業に携わり、当社事業に関する豊富な経験と、経営全般に関する見識を有することから、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名および生年月日	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	なかや　たかひで 中谷　隆英 1953.12.5生	1978年３月　当社入社 2004年４月　経理部部長 2004年６月　取締役経理部長 2011年４月　経営戦略統括副本部長 2014年６月　常務取締役（現任） 経理部長 2015年６月　管理本部長 2020年６月　経理部担当（現任）	8,114株
取締役候補者とした理由 同氏は、長らく経理部を担当しており、経理、財務に関する豊富な知識と経験はもとより、経営全般に関する見識を有しているため、引き続き取締役候補者といたしました。			
5	のむら　こうしょう 野村高章 1954.7.24生	1977年３月　当社入社 2004年４月　ＦＣ事業部部長 2007年６月　執行役員ストアマネジメント事業部長 2010年４月　業態開発事業部長 2011年４月　全社改革室担当 経営戦略統括本部担当 総務部副担当 2014年６月　取締役 管理本部副本部長 秘書室担当（現任） キャラクタークリエイション室担当 メディア部（現マーケティング本部）担当 情報システム部担当 2015年６月　総務部担当（現任） 経営戦略統括本部副本部長 2016年６月　常務取締役（現任） 2020年８月　内部監査室担当（現任） 2021年４月　人事部担当（現任）	5,343株
取締役候補者とした理由 同氏は、総務部門、秘書部門をはじめとする多くの部門を担当するとともに、テーマパーク運営責任者として実績を上げるなど、横断的な調整力、経営全般に関する見識を有しているため、引き続き取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名および生年月日	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6	岸村 治良（きしむら じろう） 1959．8．1生	1984年４月　株式会社三菱銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行 2011年６月　株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）執行役員 2014年６月　当社入社 取締役 経営戦略統括本部副本部長 経営企画室副担当 内部監査室副担当 2015年６月　経営戦略統括本部長 海外事業部（現海外事業本部）担当（現任） 全社統括室担当 2015年11月　Sanrio GmbH CEO Sanrio Global Ltd.CEO Sanrio UK Finance Ltd.CEO Mister Men Ltd.CEO THOIP CEO Sanrio Global Asia Ltd.CEO 2016年６月　常務取締役（現任） 2020年８月　経営企画室担当（現任） ＩＲ室担当（現任） 法務室担当（現任）	1,225株
取締役候補者とした理由 同氏は、金融界において、海外経験も有し、当社入社後は経営企画室、海外事業本部を担当しており、経営全般に関する見識を有するため、引き続き取締役候補者といたしました。			
7	笹本 裕（ささもと ゆう） 1964．9．4生	1988年４月　株式会社リクルート入社 2002年12月　エム・ティー・ヴィー・ジャパン株式会社（現バイアコム・ネットワークス・ジャパン株式会社）代表取締役社長兼CEO 2007年１月　マイクロソフト株式会社執行役員 2009年２月　マイクロソフト株式会社常務執行役員 2014年２月　Twitter Japan株式会社代表取締役（現任） 2017年１月　Twitter,Inc.,JPKR,Client Solutions 事業担当副社長 2021年５月　Twitter,Inc.,JAPAC,Twitter Client Solutions 事業担当副社長（現任）	０株
社外取締役候補者とした理由および期待される役割 同氏は、Twitter Japan株式会社の代表取締役、Twitter,Inc.の副社長であり、マイクロソフト株式会社などの経営を経験された経歴を持ち、Ｅコマース、ネットビジネスに関する経営経験と知見を、当社の経営に活かしていただけると期待し、取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名および生年月日	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
8	やまなか　まさえ 山中　雅恵 1963.9.30生	1987年４月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社 2009年７月　日本マイクロソフト株式会社業務執行役員 2014年４月　株式会社LIXIL執行役員 2017年７月　パナソニック株式会社 コネクティッドソリューションズ社常務（現任） 2017年10月　パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社取締役執行役員副社長（現任）	０株
社外取締役候補者とした理由および期待される役割 同氏は、パナソニックシステムソリューションズジャパン株式会社の副社長であり、日本マイクロソフト株式会社、株式会社LIXILでの執行役員経験を持ち、ソリューションビジネスの経営経験およびジェンダー目線の知見を、当社の経営に活かしていただけると期待し、取締役候補者といたしました。			
9	デビット　ベネット David Bennett 1979.11.９生 （カナダ国籍）	2006年11月　ウォールストリートアソシエイツ株式会社（現エンワールド・ジャパン株式会社）入社 2007年11月　AMD入社 2018年５月　レノボ・ジャパン合同会社代表取締役社長（現任） NECパーソナルコンピュータ株式会社代表取締役執行役員社長（現任） 2018年12月　国立大学法人山形大学客員教授	０株
社外取締役候補者とした理由および期待される役割 同氏は、レノボ・ジャパン合同会社およびNECパーソナルコンピュータ株式会社社長であり、国際感覚とＩＴ企業の経営経験を、当社の経営に活かしていただけると期待し、取締役候補者といたしました。			

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）において、特に断りなきものについては、当社についてであります。
3. 笹本裕氏、山中雅恵氏およびDavid Bennett氏は、社外取締役候補者であります。
4. 笹本裕氏、山中雅恵氏およびDavid Bennett氏の選任が承認された場合、各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
当社は社外取締役が期待される役割を充分発揮できるよう、現行定款第34条において、社外取締役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、笹本裕氏、山中雅恵氏およびDavid Bennett氏の選任が承認された場合、各氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。当該契約は、法令の定める最低責任限度額を上限として、その責任を負担するものであります。
6. 役員等賠償責任保険契約について
当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しております。被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されることとなり、保険料は、株主代表訴訟敗訴時相当保険料を除き、当社が負担しております。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第２号議案　取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

今般、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式を割当てる報酬制度（以下「本制度」といいます。）を以下のとおり導入することといたしたいと存じます。

当社の取締役の報酬額は、1984年10月30日開催の第24回定時株主総会において当社の取締役の報酬等の限度額は年額450百万円以内とご承認いただいております。本株主総会では、本制度を新たに導入し、従来の取締役の報酬額とは別枠で対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権の総額を年間150百万円以内と設定することにつき、みなさまのご承認をお願いいたしたいと存じます。

譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事情を勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

また、現在の取締役は９名（うち社外取締役２名）ですが、第１号議案を原案どおりご承認いただいた場合は９名（うち社外取締役３名）となります。

１．譲渡制限付株式の割当ておよび払込

本制度は、対象取締役に対して、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付し、当社の普通株式について発行または処分を受けるものといたします。

なお、当社が対象取締役に対して発行または処分する当社普通株式の１株当たり払込金額は、当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利な金額とはならない範囲で当社取締役会において決定します。また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していることおよび以下３．に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給します。

２．譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割当てる当社普通株式８万５千株を、各事業年度において割当てる譲渡制限付株式の上限とします。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができるものとします。

３．譲渡制限付株式割当契約の内容

当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとします。

（１）譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、割当てを受けた日から当該対象取締役が当社の取締役の地位を退任するまでの期間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈、その他一切の処分行為をすることができないものとします。

（２）譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、当社の取締役会が定める期間（以下「本役務提供期間」といいます。）、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役が、当社の取締役会が正当と認める理由により、本役務提供期間において上記の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。

（３）譲渡制限付株式の無償取得

本割当株式のうち上記（１）の本譲渡制限期間が満了した時点において上記（２）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき、譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得します。

（４）組織再編等における取り扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、本役務提供期間の開始日の翌月から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。上記に規定する場合には、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

（５）その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社取締役会において定めるものとします。

４．譲渡制限付株式を付与することが相当である理由

株主のみなさまとの一層の価値共有を進めると共に対象取締役の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、対象取締役に対する譲渡制限付株式を付与するものであります。

当社は2021年５月19日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を改定しており、本議案に基づく本譲渡制限付株式の付与は、当該方針に沿うものであり、本議案をご承認いただいた場合にも、当該方針を変更することは予定しておりません。また、本譲渡制限付株式の価値を割当てに係る取締役会決議日時点の時価で評価した金額は総会で承認された年額の上限の範囲内とすること、本譲渡制限付株式の発行済株式総数に占める割合は0.09％（10年間にわたり、本譲渡制限付株式を上限となる株数発行した場合における発行済株式総数に占める割合は0.94％）とその希釈化率は軽微であることから、本譲渡制限付株式の付与は相当なものであると判断しております。

以　上

株主総会会場 ご案内図

会　場：**グランドプリンスホテル高輪　プリンスルーム**

最寄駅：**「品川駅」(高輪口)**より徒歩10分



株主総会へご出席の株主のみなさまへの当りくじ等のお土産および、キャラクターのグリーティングはございませんので、ご理解賜りますようお願い申しあげます。

株式会社 サンリオ　東京都品川区大崎1丁目6番1号　☎(03) 3779-8111